

海老名市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

(趣旨)

第1 この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）。以下「法」という。」第12条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針」に即して、市内の建築物等の整備において県産木材をはじめとする木材の利用促進を図るため、法第12条第2項に掲げる必要な事項をこの方針に定める。

(用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築物のほか、ベンチ、外構施設、ガードレール等の工作物を含む。
- (2) 備品 備品（机、いす、書棚等）のほか、消耗品（文房具等）も含む。
- (3) 建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。
- (4) 建築物等の整備 建築物の新築、改築又は増築若しくは工作物の新設又は改修及び備品における木材の利用をいう。
- (5) 木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (6) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (7) 県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいい、主たるものは、別表1のとおりとする。
- (8) 品質認証材 品質認証材とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 日本農林規格化等に関する法律に基づく日本農林規格（JAS）の認証を受けた木材
 - イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を満たした県産木

材

(木材利用の意義)

第3 建築物等における木材利用については、次の意義を有することを踏まえて取り組む。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与
- (2) 再生産可能な資源という木材の特性を生かした循環型社会の構築への貢献
- (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効果がある等、木材の特性を生かした快適な公共空間の創出
- (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への貢献と環境への負荷の低減

(市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第4 市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

(1) 公共建築物等

別表2の公共建築物の整備においては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、品質認証材を使用するよう努める。

また、備品については、木材を原材料として使用したものの利用の促進を図る。

(2) 民間建築物等

民間建築物等の整備においては、木材利用に関する情報提供等を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、品質認証材の使用を促す。

(市が整備する公共建築物等における木材利用の目標)

第5 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は、次のとおりとする。

(1) 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、次に掲げるものを除き、木造化に努めるものとする。

ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ア 建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化ができない場合

イ 建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合

ウ 木造がＲＣ造等の他の工法と比較して著しく建築費用を要する場合など、木造化が困難と判断される場合

エ 緊急を要する場合など木造化が困難と判断される場合

オ その他建築物の木造化が困難と認められる場合

(2) 公共建築物等の木質化の推進

公共建築物等については、前号により木造化ができない場合でも、積極的に木質化に努めるものとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

市が行う公共建築物の整備において使用する木材は、できる限り品質認証材を使用するものとする。

(その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項)

第6 建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 総合的な検討

建築物等を整備する者は、施工や維持管理に要するコスト縮減に留意するとともに、耐用年数、ライフサイクル全体にわたる環境負荷並びに木材利用の意義等を総合的に検討した上で、木造化、木質化に努めるものとする。

(2) 木材利用のＰＲ及び普及の推進

市は、公共建築物等の木造化、木質化等の実施にあたり、木材利用のＰＲ及び先進的技術等の普及に努める。

附 則

この方針は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表 1 主な県産木材

素材		丸太
製材品		板類、ひき割類、ひき角類
加工材		プレカット材、加工丸太等
合板		構造用合板、造作用合板等
木製品	内装材	床材、壁材、天井板、階段、手摺り等
	建具等	ドア、サッシ、障子等建具類
	家具	机、椅子、テーブル、カウンター、棚、間仕切り、下駄箱等
	外構	門扉、柵、塀、施設案内板、ベンチ、遊具、歩道敷材等
	土木用材	間伐材使用型枠、土木用丸太製品、工事中標示板等
	その他木製品	食器、文房具、玩具等、原材料に県産木材を使用する製品

別表 2 木材利用を促進すべき公共建築物

(1) 市が整備する公共建築物

種別	具体例
学校	幼稚園、小学校、中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設等
保健・衛生施設	診療所、保健センター等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	公民館、図書館、博物館、美術館等
都市・住宅施設	公園施設、市営住宅等

行政施設	庁舎等
その他	観光施設等

(2) 市以外の者が整備する公共建築物

種別	具体例
学校	幼稚園、小学校、中学校等
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設等
保健・衛生施設	病院、診療所等
運動施設	体育館、水泳場等
社会教育施設	図書館、博物館、美術館、青年の家等
その他	公共交通機関の旅客施設、高速道路の休憩所等